

仕様書

1 委託業務名

令和6年度 わかやま洋上風力検討会運営業務（以下、「本業務」という。）

2 目的

和歌山県では「わかやま成長産業開拓ビジョン」（令和6年4月公表）に基づき、洋上風力発電を、将来の和歌山を担い、かつ、脱炭素の未来社会の根幹を支えると期待される成長産業の候補として掲げており、導入の検討を進めていくこととしている。

一方で、洋上風力発電については、漁業者をはじめとする海域の先行利用者その他の利害関係者が存在することから、その導入にあたっては、利害関係者との調整を行い、十分な理解を得ることが必要である。

本業務では、県内の漁業関係者の洋上風力発電に対する理解醸成を図るとともに、本県海域における洋上風力発電の導入検討を行うため、県及び県内の漁業関係者による検討会を設置し、漁業上の課題抽出やその対策の整理を行うことを目的とする。

3 業務委託期間

本業務の委託期間は、契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

4 業務委託内容

委託業務の内容は以下のとおりとし、関係法令の遵守に努め、効率的な業務遂行を図るものとする。また、実施上で確認を要する事項が生じた場合においては、発注者である和歌山県（以下、「発注者」という。）と協議・調整を行い、その指示に従うものとする。

（1）検討会の設置・運営

- ・本県海域における洋上風力発電の導入検討を行う上で、漁業上の課題抽出やその対策の整理を行うため、県及び県内の漁業関係者を構成員とする検討会（構成員は10名程度）を設置し、3回開催するものとする（本検討会は対面形式を原則とするが、必要に応じてオンライン形式を併用することとする）。

- ・検討会会場は受託者にて用意するものとする。なお、検討会の構成及び運営の詳細は発注者と協議の上、決定するものとする。

- ・検討会では、その検討テーマ（漁業操業実態調査の方法論及び評価方法等の検討や漁業振興策の調査研究など検討会委員の課題意識に合わせて設定）に応じて、専門家等（国等の行政関係者、学識経験者や先行地域の行政関係者や漁業関係者等を想定。以下同じ。）の外部アドバイザーの選定・調整を行うものとする。

- ・検討会で使用する資料作成等の作業は、発注者の指示の下、都度対応するものとする。

- ・検討会の前後を問わず、本業務の委託期間中に、検討会の構成員から洋上風力発電に関する質疑が生じた場合には、都度回答を作成するものとする。なお、回答作成にあたっては、必要に応じて専門家等の見解を得るものとする。

(2) 勉強会の開催

- ・県内の漁業関係者を対象とした洋上風力発電に対する理解醸成を目的とした勉強会を2回開催するものとする（本勉強会は対面形式を原則とするが、必要に応じてオンライン形式を併用することとする）。

- ・勉強会会場は受託者にて用意するものとする。

- ・勉強会では、洋上風力発電に関する制度や先行地域での取組、漁業への影響等といった内容のうち参加者の関心事項に合わせた情報を提供するものとする。

- ・勉強会の開催にあたり、専門家等の外部講師が必要な場合にはその選定・調整を行うものとする。

- ・勉強会で使用する資料作成等の作業は、発注者の指示の下、都度対応するものとする。

(3) 先進地視察

- ・検討会構成員（10名程度）を対象に、自治体や地域の関わりなどについて把握することを目的に洋上風力発電の導入先進地（北海道を想定）への現地視察を1回実施するものとする。なお、実際の視察先の選定は、検討会における検討状況等を踏まえ、発注者と協議の上、決定するものとする。

- ・視察先では、地域の行政機関、漁業関係者等との意見交換を設定するものとする。

- ・検討会構成員のうち漁業関係者（5名以内）に係る旅費交通費等は受託者にて負担するものとする。

(4) 報告書とりまとめ

- (1)～(3)の業務の実施結果を踏まえ、報告書を作成するものとする。なお、報告書の作成にあたっては、必要に応じて発注者へ確認をとるものとする。

5 成果品

本業務の成果品は、以下の通りとする。

(1) 報告書 2部（概要版1部、詳細版1部）

(2) 電子データ 1式

6 秘密の厳守

受託者は、本業務で使用する各種資料・データ等に含まれる行政秘密や個人情報の紛失、漏洩がないように、各種資料及びデータのセキュリティ対策を講じるものとする。

また、受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務を終了した後も同様とする。

7 その他

- (1) 受託者は、業務の内容及び範囲について発注者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (2) 業務実施に係る打合せ及び協議は原則として和歌山県庁内で行う（必要に応じてオンライン形式での打合せ及び協議を可とする）。
- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、発注者へ提出すること。
- (4) 受託者は、本業務の進捗に関し、随時報告を行うこと。
- (5) 本業務の報告書の公開の有無及び公開内容については受託者と発注者が協議の上決定する。
- (6) 本事業による成果品に関わる著作権は発注者に帰属する。
- (7) 本業務の実施に要する費用は、すべて受託者の負担とする。
- (8) その他、本仕様書に記載のない事項について、受託者と発注者が協議の上決定する。